

○規模等にかかわらず 全ての解体等工事※1で、石綿の事前調査が必要です。

解体等工事の受注者又は自主施工者は、解体等の対象となる建築物等の石綿の使用の有無について事前に書面調査、目視調査及び分析調査を行い、受注者については発注者へ調査結果を書面で説明する必要があります。また、事前調査の記録は、工事終了後3年間の保存が義務付けられています。

※1 ただし、次の①、②のみを対象にした工事の場合は、目視による調査は不要です。

- ① 平成18年9月1日以後に新築工事に着手した建物
- ② 平成18年9月1日以後に改造または増築の工事に着手した部分

○石綿の有無にかかわらず、事前調査結果の掲示が必要です。

解体等工事の受注者又は自主施工者は、「事前調査結果」について、石綿の有無にかかわらず、解体等工事の場所において掲示する必要があります。（作成例は、市HPに掲載しています。）

○石綿が含有している成形板や仕上塗材等の解体等 工事について、作業基準が設けられました。

レベル3相当の石綿含有建材（石綿含有成形板等）の除去方法は、これまでも、湿潤化すること、手作業によりできるだけ原形のまま取り外すこと、状況に応じて養生すること等がマニュアル^(注)や石綿障害予防規則等で示されていました。

令和3年に施行された改正大気汚染防止法（以下「法」といいます。）では、全ての石綿含有建材について作業基準が定められ、石綿含有成形板等を除去する際は、法施行規則第16条の4及び別表第7の4項の作業基準を遵守して下さい。なお、作業基準の遵守は、下請負人にも適用されます。

注：「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省 平成26年6月）

○隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等の作業を行った場合、元請業者・下請負人とも、直接罰が適用 （＝作業基準遵守義務違反）されます。

- ・ 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金（法第34条）

1 事前調査とはどのように行うのか

事前調査の方法の概略は、次のとおりです。

(1) 設計図書その他の書面による調査

- ア 設計図書等の確認による、解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した日の調査
- イ 使用されている建築材料の種類調査
- ウ 使用されている建築材料のうち石綿が使用されている可能性があるものについて、「石綿（アスベスト）含有建材データベース」（国土交通省・経済産業省）等を使用した石綿含有の有無の調査 等

(2) 特定建築材料の有無の目視による調査

- ア 解体等工事に係る建築物等において設計図書と異なる点がないか
- イ 建築材料に印字されている製品名や製品番号等を確認
- ウ 特定建築材料に該当する可能性のある建築材料を特定 等

(3) 分析

適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する分析機関に依頼

なお、令和5年10月1日以降は、事前調査は建築物石綿含有建材調査者が行わなくてはなりません。

2 戸建て住宅ではどのような場所に石綿含有建材が使用されているか

住宅によって使用されている建材は様々ですが、国土交通省の「目で見るアスベスト建材（第2版）」によれば、外壁のサイディング、軒天や内壁等に使用されているせっこうボードやけい酸カルシウム板第1種、また、スレート板やビニル床タイル・シート、石綿セメント円筒（汲み取り式便所の換気管等）などに石綿が含有している可能性があります。

ほかにも、外壁に使われている建築用仕上塗材や下地調整塗材、また、モルタル壁に石綿が練り込まれている事例もあります。

3 石綿含有建材が増えると解体に伴う廃棄物処分費が割高になり、解体業者は困惑している。

これまで、石綿含有建材など解体等工事から排出される廃棄物については、特別管理産業廃棄物に該当する飛散性石綿含有廃棄物（廃石綿等）と、通常の産業廃棄物として取り扱われる非飛散性石綿含有廃棄物（石綿含有産業廃棄物）に分類されていました。

今回の法改正により、法律の規制対象が全ての石綿含有建材に拡大され、また、有資格者が事前調査を行うことで、石綿含有建材はよりの確に分類されることとなります。

一般に、石綿含有の可能性が低いほど分析により含有の有無を判定した方がトータルで処分コストが下がる場合が多い一方で、含有の可能性が高いほど「石綿含有とみなす」ことが効率的となる可能性があります。



(お問い合わせ先)

旭川市6条通9丁目46 旭川市総合庁舎8階

旭川市環境部環境指導課水・大気環境係

電話:0166-25-6369, Fax:0166-29-3977

E-Mail:kankyoshido@city.asahikawa.hokkaido.jp